

あおもり 水道だより

Water Service News
2016.8



堤川浄水場の水源「下湯平成湖」(下湯ダム)

堤川の上流にある下湯ダムは、八甲田連峰櫛ヶ峯直下に源を発する堤川(荒川)と寒水沢系統が流入するダムで、水道用水のほか洪水調節にも利用されている多目的ダムです。

平成元年3月完成、1,260万立方メートルの貯水能力があります。

目次

平成28年度青森市水道事業の主な事業	1 P
平成28年度青森市水道事業会計予算	1 P
野沢3号配水池が完成しました	2 P
宮田水管橋が完成しました	2 P
青森市の水質管理について	3 P
水道の水質に関するQ & A	3~4 P
水質検査結果のホームページへの掲載について	4 P
給水装置工事について	4 P
浄水場見学のご案内	5 P
水源保護区域での制限行為には許可が必要です!	5 P
水道メーター検針時のお願い	6 P
水道料金等のお支払い方法について	6 P
お問い合わせ先一覧	7 P
引越(転入・転出)の手続きはお早めに	7 P



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

◆平成28年度青森市水道事業の主な事業

平成24年3月に策定した「青森市水道経営プラン」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、次の5つの柱を中心に各種事業をすすめております。

安定した給水の確保

①漏水対策事業

配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めます。

②浄水場、配水所設備整備事業

老朽化し、更新時期を迎えている浄水場及び配水所の設備を更新します。(横内浄水場中央監視制御装置更新、堤川浄水場電気設備更新等)

③横内浄水場北系沈殿池及び塩素混和池更新事業

老朽化した横内浄水場北系浄水施設のうち、木の葉や砂などを沈殿させる沈殿池と塩素を注入する塩素混和池を更新します。(造成工事、場内配管移設工事等)

災害に強い水道の構築

①基幹耐震管路整備事業

大規模地震時において、基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水等の発生を抑制するため、基幹管路の耐震化を図ります。

②浅虫送水管耐震化事業

原別配水所から浅虫配水池への送水管の耐震化を図ります。

③堤川浄水場野沢3号配水池整備事業

災害や事故等に対応できる貯留量確保のため整備します。

良質でおいしい水の供給

●配水管整備事業(老朽管・漏水管更新、管網)

老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水を防止します。

環境への配慮

●環境の保全活動の充実、資源リサイクルの推進等(水源涵養保安林巡視等の環境保全活動)

経営基盤の強化

●広報活動事業

水道だよりの発行やホームページでの情報発信、あおもりウォーターフェアの開催など。
(平成27年度ウォーターフェア来場者数：約1,000人)

◆平成28年度青森市水道事業会計予算

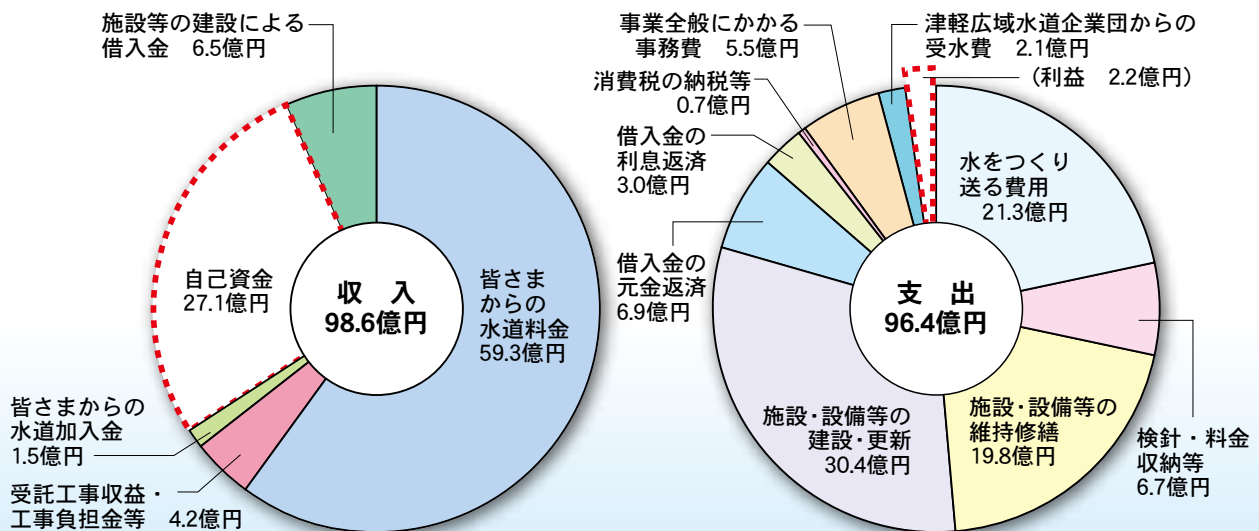
水道事業は、市民の皆さまからの水道料金により経営しています。

近年、水道水の使用量が年々減っているため、水道料金収入も減少していますが、老朽化した施設の更新や災害対策などのため、今後も多額の費用が見込まれています。

このような中、平成28年度の予算規模は前年度に比べ、0.6%増(金額では5,548万円増)の96億3,841万円となりました。

今後もより一層効率的な経営を行っていくため、緊急性や重要性の高い事業に優先して取り組んでいきます。

平成28年度予算内訳



野沢3号配水池が完成しました

野沢3号配水池は、堤川浄水場で作った水道水を一度貯水し、その後市内へ配水するための配水池で、平成26年度に着工し今年3月に本体工事が完成しました。

この配水池の容量は10,600 m^3 、形式はPCタンク(*)で大規模地震にも耐えられる構造となっています。

野沢配水池は、今回完成した3号配水池と既に運用している1・2号配水池(10,600 m^3 ×2池)を合わせて、市内の1日平均配水量の約3分の1にあたる、31,800 m^3 を貯水できる市内最大の耐震配水池となります。

これにより、供用開始後は地震等発生後の水道水の供給能力が向上するとともに、平常時も他の水道施設へのバックアップ体制が強化されます。

今後は、野沢3号配水池へ水道水を送るための流入管及び流量調節弁等を平成28年度中に完成させ、今年度中の供用開始を目指しています。



(*) PCタンク (プレストレスト・コンクリートタンク)

強度を高めるためコンクリートに圧縮力を加える工法で製造される円筒形の貯水タンクのこと。

宮田水管橋が完成しました ～浅虫送水管耐震化事業～

浅虫送水管耐震化事業は、青森市桑原の原別配水所から久栗坂にある浅虫配水池まで、総延長約6.5kmにわたる送水管を耐震管に更新する事業です。

この度、平成26・27年度の2か年の工事により、当事業中最大の構造物である宮田水管橋が完成しました。

宮田水管橋は全長約120m、幅2mの鋼2径間連続トラス橋(一般構造用炭素鋼鋼管)に口径300mmのステンレス製水道管を設置しており、耐震性はもとより、少ないメンテナンス経費で長期間運用することのできる水管橋となっています。



平成28年度は矢田地区内の工事を進め、最終的には浅虫配水池までの送水管全管路について更新を行う計画です。

また、今年度からは浅虫地区へ水道水を供給するための配水管についても併せて更新工事を実施しており、完成後には地震等災害時における水道水の供給体制がさらに強化されます。

◆青森市の水質管理について

水道部では、いつでも安全でおいしい水道水を市民の皆さまにお届けするために、「水質検査計画」に基づき、市内全域から適切な場所を選び、水道水が水質基準に適合して安全であることの確認はもとより、高い品質を維持するための効率的・効果的な水質管理を行っています。

ここでは、水質検査を行う地点及び検査内容についての概要をご紹介します。

定期検査地点は、水源、各水道施設の原水及び浄水並びに各配水池の末端に位置する家庭の蛇口など123箇所です。年間の検査件数は約1,300件になります。

また、主な検査内容の詳細は次のとおりです。

①毎日検査項目3項目

1日1回行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する項目（毎日実施）

②水質基準項目51項目（大腸菌や濁度、金属類など）

健康に影響する項目や水の性質を表す項目など（毎月～3か月に1回実施）

③水質管理目標設定項目25項目（農薬類や水の腐食性など）

水質管理上留意すべき項目（3か月に1回実施）

④水道部が独自に行う水質検査

水源監視検査、処理工程の確認検査、病原性原虫検査など

（水源監視：年3回、処理工程：毎月、病原性原虫：3か月に1回）

※平成28年度水質検査計画は水道部本庁舎1階営業課、横内浄水課、浪岡事務所1階上下水道課で閲覧できます。また「青森市水道事業ホームページ」にも掲載しています。

（青森市水道事業ホームページ <http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>）



このような機器を使って、検査を行っています。



◆水道の水質に関するQ&A

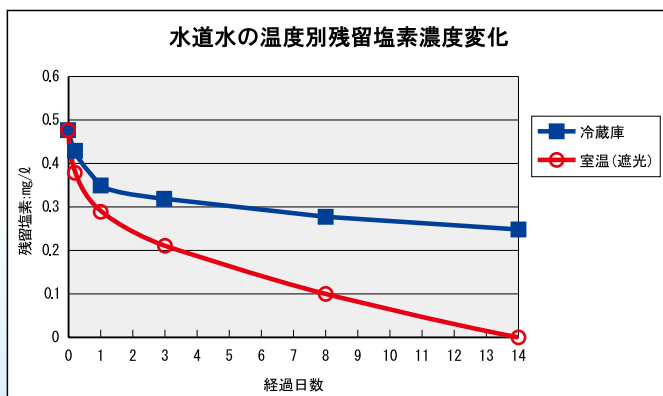
水道部では、水道水の水質に関する皆さまからのお問合せに随時対応しています。

ここでは、災害時にペットボトルなどの容器に入れた水道水が、飲料用としてどのくらい保管できるかについてご紹介します。

水道水の保管可能期間について

水道水は、法律（水道法）により塩素消毒が義務付けられており、蛇口から出る水道水の残留塩素は、1リットルあたり0.1mg以上なければなりません。しかし、残留塩素は、時間経過とともに次第に減少していく性質があります。

そこで、水道部では独自に水道水（配水直後の水）をプラスチック容器（1リットル）に入れ、容器のフタを閉めた状態で冷蔵（4℃）保存と直射日光の当たらない室温（20℃）保存とで残留塩素の減少を比較する実験を行いました。その結果、室温で保存した場合は、冷蔵保



存に比べて塩素の消失が早まることがわかりました。(3ページグラフ参照)

水道水中の塩素が無くなると細菌が繁殖することがあるので、ご家庭で保存する場合、安全性を考えて室温保存では2～3日程度、冷蔵保存では概ね10～14日が目安となります。

ただし、保存開始時の残留塩素濃度、容器の材質、形状、洗浄状態や日光の当たり具合などの保存条件によっても保存可能期間は異なります。ご家庭で水道水を容器に入れて保存する場合の注意点としては、予め容器を十分に洗浄しきれいにしておく必要があります。

洗浄が不十分の場合、保存可能期間が短くなるおそれがあります。また、冷蔵庫の扉や容器のフタの開け閉めを頻繁に繰り返したり、振り混ぜたりすると、塩素の消失が早まる場合があります。

保存可能期間の目安が過ぎたものは飲用以外に利用していただき、あらためて保存する際は容器を十分に洗浄した後、水道水を詰め替えていただくようお願いします。

その他よくあるご質問についてはホームページの下記リンク先に水道の水質に関するQ & Aを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

(http://www.city.aomori.aomori.jp/josui-yokouchi/suidou_qa.html)



◆水質検査結果のホームページへの掲載について

水道部では、これまで各浄配水所の水質検査結果については、1年に1回本誌及びホームページで公表してきましたが、今年度から配水池の水とその代表的な給水栓末端水(蛇口水)について1か月ごとにホームページに掲載することとしました。※

現在お住まいの地域に送られている水道水の安全性を直近の検査データでご確認していただくことで、これまで以上に安心して水道水をご利用いただきたいと思います。

また、水道部では平成22年に水質検査部門において水道G L P (水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しており、水質検査結果に対する高い信頼性が保証されています。

今後とも、市民の皆さまがいつでも安心して、快適に水道水をご利用いただけるよう、水質検査体制の継続的な改善を図り、より一層の信頼性の向上に努めて参ります。

※掲載されるデータは速報値ですので後日訂正することがあります。



JWWA-GLP058
水道G L P 認定

直近の水質検査結果につきましてはホームページ上の下記リンク先に掲載しています。

(http://www.city.aomori.aomori.jp/josui-yokouchi/suishitsu_data/suishitsu28.html)

◆給水装置工事について

給水装置の新設、改造、撤去、修繕などの工事は、条例で青森市指定の給水装置工事業者以外はできないことになっています。

水道の蛇口を取り替えるなどの軽微な変更を除き、水道の破裂・水漏れ・故障などの修理や漏水修理は、必ず、青森市指定の給水装置工事業者にお申し込みください。

◆浄水場見学のご案内

堤川浄水場では、小学校等の団体や一般の方々を対象に施設見学を実施しています。青森市の水道のことや実際に安全でおいしい水道水ができるまでの過程について、ビデオを交えて職員が詳しく説明しながら、施設をご案内します。

見学の内容

(1) 一般的な見学例

堤川浄水場の見学内容	時間
・青森市の水道について	15分
・場内見学（屋内）	15分
・青森市の水道紹介ビデオ	15分
・質疑応答	5～10分
見学時間の目安	50～55分



堤川浄水場

※横内浄水場については、工事のため当分の間、施設見学は受け付けておりませんのでご注意ください。

(2) 期間等

期間：土日祝日及び年末年始を除く平日（※年末年始12/29～1/3）

時間：午前9時から午後4時まで

申込みについて

(1) 申込み方法

見学には、事前に電話での予約が必要です。下記浄水場へ直接お申し込みください。

（予約状況によっては、見学日時のご希望に添えない場合があります。）

(2) 申込み先

浄水場名	住所	施設の特徴
	電話	
堤川浄水場	青森市大字野沢字 稲荷沢58-4	酸性河川を水源とする急速ろ過方式の浄水場で、本市最大の施設能力を有する、屋内施設です。
	(017) 739-5242	



青森市水道キャラクター「しずくちゃん」

◆水源保護区域での制限行為には許可が必要です！

市では、市民の宝物である安全で良質なおいしい水を将来にわたり安定的に供給するため「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政、市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

【条例の特徴】

- 条例が指定する水源保護区域内での汚水等を発生させるおそれのある行為については、個人、事業者を問わず、全て許可が必要です。（一部例外あり）
- 無許可行為、許可内容に反する行為などをしたときは、懲役や罰金といった罰則を伴います。

【許可が必要な行為】

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為。（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、その他土地の形質を変更する行為。
- さく井（井戸を掘ること）などの行為。

さらに、市内に点在する他の水道水源についても「青森市水道水源保護指導要綱」により、同じく保護しています。

詳しくは、水道部施設課又は青森市水道事業ホームページでご確認いただけます。

◆水道メーター検針時のお願い

検針員が毎月メーターを検針しますが、検針の妨げにならないよう、メーターボックスの上に車や荷物などを置かないようご協力をお願いします。

また、犬小屋なども離れた場所に設置して下さるようお願いいたします。



◆水道料金等のお支払い方法について

水道料金等は、次のいずれかの方法でお支払いください。

◎納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参のうえ、指定の納入場所（※1）でお支払ください。

納期限 使用した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）

（※1）指定の納入場所

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・上下水道課）となります。（詳細は納入通知書の裏面をご覧ください。）



◎口座振替によるお支払い

口座振替の手続き（※2）をすることで、お客さまに代わって金融機関の口座から毎月自動的に振替します。

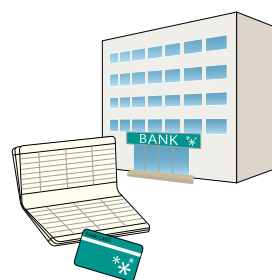
定例振替日 使用した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

定例振替日に残高不足により振替できなかった場合には、使用した月の翌月25日（休日等の場合は翌営業日）に再度振替します。

（※2）口座振替の手続き

「預貯金通帳」と「お届け印」のほか、「使用水量のお知らせ」又は「領収書」をご持参のうえ、お客さまの口座のある金融機関窓口へお申し込みください。青森市内に店舗がある金融機関であれば、全国いずれの店舗の口座でもご利用いただけます。

なお、口座振替のお申し込みは、水道部窓口（営業課・上下水道課）でも受け付けています。



口座振替ご利用可能な金融機関

青森銀行・みちのく銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北日本銀行・岩手銀行・青い森信用金庫・東北労働金庫・青森県信用組合・商工組合中央金庫・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話（直通）
料金関係	水道の使用開始・終了など （転入・転出）	営業課各チーム （検針・収納・業務管理）	(017)734-4281
	料金の確認、料金の支払い （口座振替・納付書払）		(017)734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172)62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、 水道加入金など	施設課 給水装置チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源 保護指導要綱に関する事前協議など	施設課水源保全チーム	(017)774-1234
水質関係	水道水の水質	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
ホームページ	青森市水道事業HP	http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使 用料に関する事	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017)752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172)62-1159

◆引越し（転入・転出）の手続きはお早めに

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算がなされませんのでご注意ください。

転入時の手続き（使用開始の手続き）

＜＜使用開始の手続き＞＞

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入の上、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は、営業課（017-734-4281）へご連絡ください。浪岡地区については、浪岡事務所上下水道課（0172-62-1143）へご連絡ください。

また、転入の手続き後、「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時の手続き（使用中止の手続き）

次の事項について営業課（017-734-4281）又は浪岡事務所上下水道課（0172-62-1143）へご連絡ください。

＜＜ご連絡いただく事項＞＞

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

「水道だより」についてのご意見、感想などは、青森市企業局水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
 電話 (017)734-4201 FAX (017)774-4913
 電子メール josui-somu11@city.aomori.aomori.jp